

四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会規約（案）

（名 称）

第1条 本委員会は、「四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、四国横断自動車道勝浦川渡河橋の整備にあたって、生物の生息・生育環境の保全対策を検討するため、専門家から必要な指導、助言を得ることを目的とする。

（業務内容）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する検討を行うものとする。

- 1) 橋梁の設置に起因する環境への影響
- 2) 環境保全対策
- 3) モニタリング調査に係る調査の項目、方法及び評価
- 4) その他、目的達成に必要な事項

（委 員 会）

第4条 委員会は、委員及びオブザーバー（以下「構成員」という。）をもって構成する。その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員・・・委員会の目的を遂行するための専門的知見を有し、**公平な立場で**検討内容について審議（指導、助言）を行う者
- 2) オブザーバー・・・審議に際し、**公平な立場で**有益な情報等を提供する者
- 2 委員会の構成員は別表のとおりとする。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は、委員会の運営と進行を統括する。
- 5 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くこと。
- 6 委員長がやむを得ずその職務を遂行できない時は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（情報の取扱い）

第5条 委員会は原則公開とする。

- 2 情報の取扱い方法等は、別紙細則によるものとする。

（事 務 局）

第6条 委員会の事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所に置く。

（そ の 他）

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮り定めるものとする。

- 2 本規則の改正については、委員会に諮り定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

<別 表>

四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会
構成員

[委員：五十音順]

構成員 種別	所属、役職	専 門	氏 名[敬称略] (ふ り が な)
委員長	徳島大学 環境防災研究センター 名誉・特命教授	沿岸域工学	中野 晋 (なかの すすむ)
委員	佐那河内いきものふれあいの里 ネイチャーセンター センター長	昆 虫	大原 賢二 (おおはら けんじ)
委員	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	生態系管理	鎌田 磨人 (かまだ まひと)
委員	徳島県植物誌研究会 会長	植 物	木下 覺 (きのした さとる)
委員	港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域長	鳥 類	桑江 朝比呂 (くわえ ともひろ)
委員	高知工科大学 システム工学群 教授	景観デザイン	重山 陽一郎 (しげやま よういちろう)
委員	徳島大学 名誉教授	風工学	長尾 文明 (ながお ふみあき)
委員	徳島大学 名誉教授	構造工学	成行 義文 (なりゆき よしふみ)
委員	吉備国際大学 農学部 海洋水産生物学科 教授	水産生物	濱野 龍夫 (はまの たつお)
委員	奈良女子大学 名誉教授	底生生物	和田 恵次 (わだ けいじ)
オブザーバー	徳島県 県土整備部 高規格道路課長		杉本 孝誠 (すぎもと たかよし)

＜別紙細則＞

「四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会」 における情報の取扱い細則

規約第5条に基づき、情報の取扱い方法等を下記のとおり定める。

1 開催時の情報公開

- (1) 議事は、原則公開とする。
- (2) 円滑な運営を図るため、ビデオ、写真撮影は、冒頭の事業者挨拶までとする。
- (3) 動植物ならびに個人情報の保護の必要がある資料については、非公開とする。
ただし、委員会が公開可能と認めた資料については、公開することができる。

2 資料の情報公開

- (1) 資料（議事の説明資料、配布資料）は原則公開する。ただし、1（3）の資料は、委員に限り配布するものとし、必要に応じ回収する。
- (2) 1（3）の資料を除いた資料は、委員長に確認を得た後、四国地方整備局徳島河川国道事務所のホームページで閲覧できるものとする。

3 議事内容の情報公開

- (1) 議事内容の情報公開は、委員会終了後、事務局が速やかに概要を作成し、委員長の確認を得た上で、公開する。